

## 岡谷市大学生等フィールドワーク推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題の発見、地域ブランドの推進及び関係人口の拡大を目的として、当市でフィールドワークを行う大学生等で構成する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門職大学、専門職短期大学、専修学校その他これらに類するものとして市長が認めた学校等（以下「大学等」という。）に在籍する者をいう。
- (2) フィールドワーク 当市に一定期間滞在し、当市における地域課題に関する調査、研究、資料収集等の教育活動の一環として行う実践活動をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、県外に所在する大学等に在籍する大学生等が2名以上在籍する団体であって、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 大学等が設置する学級、研究室、ゼミナール等の団体
- (2) 大学生等が教育活動のために構成する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が在籍する団体
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度において、既にこの要綱による補助金の交付決定を受けている団体

### (補助金の交付要件)

第4条 補助金の交付を受けるに当たっては、次の要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 当市でフィールドワークを行うために3日以上滞在すること。
- (2) 当市に対し、フィールドワークの成果を報告すること。
- (3) フィールドワークの活動状況、当市での体験等をSNS等により発信すること。
- (4) 岡谷蚕糸博物館の見学を行い、当市の製糸業の歴史について知見を深めること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を申請する日の属する年度に実施した補助対象事業に係る経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助率及び限度額)

第6条 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、補助金の限度額は、参加者1人につき15,000円とし、10万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、岡谷市大学生等フィールドワーク推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてフィールドワークを行う日の14日前までに申請するものとする。

- (1) フィールドワーク実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加予定者名簿
- (4) 宿泊費及び交通費について、予定経費が分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、岡谷市大学生等フィールドワーク推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定を受けたフィールドワークの内容を変更しようとするときは、岡谷市大学生等フィール

ドワーク推進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、交付決定を受けたフィールドワークが完了した日から起算して14日以内に、岡谷市大学生等フィールドワーク推進事業補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) フィールドワーク実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 参加者名簿
- (4) 領収書等補助対象経費の額及びその用途が明確に確認できる書類
- (5) 第4条第2号の規定による報告に用いた資料
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡谷市大学生等フィールドワーク推進事業補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに岡谷市大学生等フィールドワーク推進事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 不正の行為があると認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずること

ができる。

(規則の準用)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続等については、規則に定めるところによる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

#### 別表（第5条関係）

補助対象経費	内容
宿泊費	フィールドワークのために当市に所在する宿泊施設への宿泊に要する経費。ただし、補助金の交付の対象となる経費の上限額は、参加者1人につき1泊当たり10,000円とする。
交通費	大学等の所在地と当市までの間の往復及び市内を移動するために要する経費（公共交通機関の利用に要した費用、レンタカー使用料及び高速道路等使用料）
その他経費	上記に掲げるもののほか、フィールドワークの実施のために市長が必要と認める経費